

岡山県産生乳100%で製造した牛乳・乳製品であることの認定要領

平成26年8月8日

岡山県農林水産部畜産課

1 趣旨

岡山県産生乳の消費拡大をPRするため、岡山県産生乳100%で製造した牛乳・乳製品であることを認定する場合の取扱いに関し、次のとおり必要な事項を定める。

2 申請者の基準

次の要件をすべて満たすこと。

- ① 岡山県内に本社又は事務所等を有し、牛乳・乳製品の製造・加工又は販売を行う法人その他の団体及び事業を営む個人であること。ただし、岡山県産生乳の消費拡大事業の目的に照らして特に合理的であると知事が認める場合は、この限りでない。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③ 事業者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- ④ 事業者又はその役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- ⑤ 岡山県税、又は①のただし書きにあっては、事務所等が所在する地域の都道府県税を滞納していないこと。

3 商品の基準

次の要件を全て満たすこと。

- ① 製造のために使用した生乳が岡山県産100%で、その生乳量に応じた限定商品であること。
- ② 岡山県産生乳を使用したことを工場の帳簿書類で証明できること。
- ③ 当該商品の毎日の製造量及び月間の最高・最低・平均値が、工場製造記録により明確化されていること。
- ④ 食品衛生法、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令、その他牛乳・乳製品の製造販売等に係る関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- ⑤ 消費者庁と公正取引委員会から認定・告示をうけた業界の自主規制によって正しい表示がなされていること。
- ⑥ パッケージデザインのほか販売等に係る広告宣伝等が、岡山県のイメージを損なうものでないこと。

4 申請方法

認定を受けようとする者は、あらかじめ「岡山県産生乳100%で製造した牛乳・乳製品認定申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）に記入のうえ必要な書類を添付して、岡山県知事（以下「知事」という。）又は岡山県酪農乳業協会会長に提出すること。

5 認定審査等

- (1) 知事又は岡山県酪農乳業協会会長は、申請書を受理した場合は、認定基準に基づき内容を審査し、認定の可否を決定する。また、必要に応じて申請者への聴取又は現地

調査を実施するものとする。

- (2) 知事は、前号の審査及び認定の可否の決定を行うときは、専門の委員会を設置し、その意見を聞くことができる。
- (3) 審査の結果は、申請者に対し「岡山県産生乳100%で製造した牛乳・乳製品認定書」（様式第2号）により通知する。
- (4) 認定を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 認定を受けた者は、申請書の内容で製造販売を行うこと。また、申請書の記載内容に変更が生じた場合または製造を中止した場合は、速やかに「岡山県産生乳100%で製造した牛乳・乳製品認定変更申請書」（様式第3号）を知事又は岡山県酪農乳業協会会長に提出するものとする。
- (6) 認定にかかる資材等の完成品は、速やかにその写真をもって提出すること。

6 認定期間

- (1) 認定期間は、原則として3年間とする。
- (2) 認定期間終了後も継続して認定を受けようとする者は、認定期間終了の3箇月前までに、知事又は岡山県酪農乳業協会会長に申請書を提出するものとする。

7 認定の取消

- (1) 知事又は岡山県酪農乳業協会会長は、認定を受けた牛乳・乳製品がこの認定基準の内容に違反していると認められるときは、認定を取り消すことができる。この場合、認定を受けた者に損害が生じても、知事又は岡山県酪農乳業協会会長はその責めを負わない。
- (2) 前項の認定の取消しは、「岡山県産生乳100%で製造した牛乳・乳製品認定取消書」（様式第4号）をもって行うものとし、認定を受けた者は、認定を取り消された日から使用することはできないものとする。

8 損失補償等の責任

- (1) 県は岡山県産生乳100%で製造した牛乳・乳製品であることを認定したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- (2) 認定を受けた者は、認定を受けた牛乳・乳製品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- (3) 認定を受けた者は、認定を受けた牛乳・乳製品の製造販売に際して、故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

9 報告の請求等

- (1) 知事又は岡山県酪農乳業協会会長は、必要があると認めるときはいつでも、認定を受けた者に対し、認定を受けた牛乳・乳製品の状況についての報告を求め、又は帳簿書類その他の物件を実地に検査することができる。
- (2) 知事は、必要があると認めるときはいつでも、岡山県酪農乳業協会会長に対し、審査の状況等について報告を求め、又は書類その他の物件を実地に検査することができる。

10 その他

- (1) この認定要領は、平成26年8月8日から運用する。
- (2) この認定要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度知事が別に定める。